

総社市工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第39号

総社市工業用水道条例の一部を改正する条例

総社市工業用水道条例（平成17年総社市条例第211号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(料金) 第29条 料金は、基本料金及び超過料金の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とし、1月ごとに使用者から徴収する。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 2 略</p>	<p>(料金) 第29条 料金は、基本料金及び超過料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とし、1月ごとに使用者から徴収する。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 2 略</p>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。